

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度利用の促進を図る。

<対策>

- 育児休業等に関する諸制度について、分かりやすい案内ガイドをメール等により周知する。
- 育児休業等の該当者となる社員に制度について、きめ細かな説明を行ない取得を促す。

目標2：総労働時間縮減に向けた取り組みを継続的に実施する。

<対策>

- 所定外労働時間削減のため、メール等によりノー残業デーの周知、徹底を図るなど定時退社を促進する。
- 年次有給休暇の取得しやすい環境を整えるため、社内会議等を通じて年次有給休暇の取得促進を図る。